

白老町告示第 39 号

下記の送達すべき書類について、送達を受けるべき者の住所、居所・事務所及び事業所が不明のため地方法税法第 20 条の 2 及び白老町税条例第 18 条の規定により、次のとおり公示送達をします。

なお、公示送達にかかる書類は白老町総務財政部税務課債権管理係に保管し、送達を受けるべき者の申し出によりいつでも送達を受けるべき者に交付します。

令和 8 年 8 月 2 0 日

白老町長 大塩 英男



送達すべき書類 (文書番号)	地方税法の規定に基づき作成された、 令和 8 年 8 月 2 0 日付の町税に関する書類
送達を受けるべき者の 氏名 (名称)	山崎 卓也